

日専機構第29号

平成29年7月7日

小児科領域専門医更新基準



一般社団法人 日本専門医機構

日本専門医機構による

新専門医制度における小児科専門医更新基準

—更新申請の手引き（改訂2版）—

I. 新専門医制度における更新基準について

専門医は、適切な教育を受け、標準的な医療を提供し、患者から信頼される医師と定義されます。専門医制度では、専門医すべてが持つべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としています。

小児科専門医の更新では、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適格であることを証明することが求められます。そこで、更新は、①勤務実態の証明、②診療実績の証明、③講習受講をもって行います。

特段の理由のある場合（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職など）については救済、猶予措置がありますが、認められない場合もあります（別添資料1）。また、経験の豊富なベテラン医師がその経験を後進の指導に有効に活用できるよう配慮する必要から、連続する5回目以降の専門医の更新を別添の手続きで実施できます。（別添資料2）

正しい申告が原則であり、申告が実態と一致しているか否かについて勤務実態を検証することがあります。

以下に更新基準、ならびに新制度完全発足までの期間における機構専門医認定の手順に関する考え方について記載します。ただし、この案については今後必要に応じて見直しする可能性があります。

改訂2版は、2018年3月の審査受付分からの適用となります。

【提出先】

日本小児科学会中央資格認定委員会専門医新宿事務所 気付け

日本専門医機構小児科領域専門医委員会 宛

（機構認定 小児科専門医資格更新申請書在中 と付記してください）

更新申請書『第1号様式』

①勤務実態の証明『第3号様式』

勤務実態を証明してください。

- ・勤務形態：直近1年間のうち任意の1週間あたりの（小児医療に関与している）時間
- ・日本小児科学会専門医取得後から申請時までの職歴等
- ・活動実態自己申告書（詳細）：祝日や学会出張等がない平均的な1週間の勤務実態を記載

②診療実績の証明『第4号様式』『第5号様式』

100症例の経験症例一覧や乳幼児健診、予防接種事業および相談業務における実績を提示していただきます。

- ・5年間に診療した100症例について診療実績を申告してください。専攻医とともに自らも診療した症例については、診療実績に含めることができます。
- ・外来症例あるいは入院症例（混在も可）で疾患の領域は問いません。また、申請者のサブスペシャルティ領域の症例を含めても構いません。

『第5号様式』

- ・乳幼児健診、予防接種事業および相談業務も活動実績として申告することができ、1回（半日程度）につき診療実績1症例分とみなします。

申告が実態と一致しているか否かについて診療実績を日本専門医機構が検証することがあります。

③更新単位50単位以上（必須）『第2号様式』

以下の4項目について5年間で合計50単位以上の取得を求めます。

項目		取得単位
I	診療実績の証明	10単位
ii	専門医共通講習	3～10単位 (このうち3単位は必修講習)
iii	小児科領域講習	20単位以上
iv	学術業績・診療以外の活動実績	0～10単位

i) 診療実績の証明 10単位／5年間

上記②の診療実績の証明をもって100症例で10単位とみなします。

ii) 専門医共通講習 3単位～10単位／5年間（受講証による証明）『第6号様式』

必修3項目をそれぞれ1単位以上含むことが必要です。

すべての基本領域専門医が共通して受講する項目です。専門研修施設群のいづれかの施設が開催するものや中央資格認定委員会（小児科領域専門医委員会）で審議し機関によって認

められた講習会とします。これは、学術集会や地方会における講習会、地域の医師会が主催する講習会などですが、他の領域が主催する講習を受講しても専門医共通講習として単位を算定できます。1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習受講をもって1単位と算定します。e-learningについても受講を証明できれば単位として算定します。2017年4月以前に開催された共通講習で、出席管理、受講証がある場合は単位が認められます。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等は原則としてこれに含めないことにします。

原則として、各基本領域学会又は関連する学会の講習会は各基本領域学会専門医委員会で審査・認定されます。また、原則として、都道府県医師会が主催する講習会は日本医師会で審査・認定し、地域医師会などが開催する講習会の取扱いは、日本医師会が発出する実施要綱にしたがってください。専門研修施設群のいずれかの施設ならびに関連する施設等が開催するものについては、原則として日本専門医機構が審査・認定を行います。

詳細については、共通講習申請の手引きを参照してください。

以下に専門医共通講習の対象となる講習会を示します。

- ・ 医療安全講習会（必修項目：1時間1単位、5年間に1単位以上）
- ・ 感染対策講習会（必修項目：1時間1単位、5年間に1単位以上）
- ・ 医療倫理講習会（必修項目：1時間1単位、5年間に1単位以上）
- ・ 指導医講習会（2泊3日で3単位）
- ・ 臨床研究/臨床試験講習会（1時間1単位）
- ・ 医療事故検討会（1時間1単位）
- ・ 医療法制講習会（1時間1単位）
- ・ 医療経済（保険医療など）に関する講習会（1時間1単位）など
- ・ JPS 専門医オンラインセミナーで上記に該当する講演（1時間1単位）

講習会講師については1~2時間につき最大2単位まで付与します（5年間で単位の上限なし）。複数名で分担する場合は貢献度に応じて按分します。

指導医講習会においてタスクフォースとしての役割を担う場合は、1日（約8時間）につき1単位、2~3日（約16時間）につき2単位とします。

日本小児科学会では、医療安全、感染対策、医療倫理のe-learningシステムを整備し、国内のどこからでも3つの必修項目を受講できるようにします。

iii) 小児科領域講習 20単位～／5年間（受講証による証明）『第7号様式』

中央資格認定委員会（小児科領域専門医委員会）が定めた講習会*等で取得する単位です。専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的としています。

学術集会開催時等に行われる教育講演やシンポジウムにおいて一人または二人の演者で講演する場合は、事前に中央資格認定委員会（小児科領域専門医委員会）に申請が必要です。審査承認後に、機関が認定する講習等として1時間につき1単位付与されます（最大2単位）。申請の手順は今後変わる可能があります。

講習会における講演者には 1~2 時間につき最大 2 単位を付与することができます。複数名で分担する場合は貢献度に応じて按分します。

JPLS、PALS、NCPR 等の講習会において講師などの役割を担う場合は、1 日（約 3~8 時間）につき 1 単位、2~3 日（約 16 時間）につき 2 単位を上限とします。

1 回の講習時間は原則 1 時間程度とし、1 講習をもって 1 単位と算定できます。

受講の単位として、2 時間以上の講習会は 2 単位を付与します。1 日コースの講習会は 3 単位、2 日コースの講習会は 4 単位を付与します。

中央資格認定委員会（小児科領域専門医委員会）が指定する e-learning による受講も受講証明証により単位に含めることができます。

受講証明書の原本を貼付して提出をお願いします。講習会修了証書はコピーで可です。なお、営利団体が主催または共催するセミナー等はこれに含めることはできません。

対象となる講習会：中央資格認定委員会（小児科領域専門医委員会）が認定するもの

講習会名	講演	受講
小児科学会学術集会、地方会での 1 時間程度の特別講演など	1 単位	1 単位
小児科学会が主催するインテンシブコース（2 日コース）*	1 単位	4 単位
乳幼児健診を中心とする小児科医のための講習会（1 講演 1 時間程度で 5 時間程度の講習会）*	1 単位	2 単位
思春期医学臨床講習会（1 講演 1 時間程度で 5 時間程度の講習会）*	1 単位	2 単位
小児の在宅医療実技講習会（1 講演 1 時間程度で 4 時間程度の講習会 + 実習あり）*	1 単位	2 単位
小児診療初期対応コース JPLS（1 日コース）*	講師 1 単位 (5 年で 3 単位 を上限とする。 講師養成コース の講師も含む)	3 単位
Pediatric advanced life support (PALS) 講習会（2 日コース）：本講習会は参加者が能動的に議論や作業を行いながら学び成果をだしていく専門医教育の形式をとり、領域のエキスパートが複数の講演を行い、同時にそれらを纏める総括的な講演も行われる。*	インストラクター 1 単位 (5 年で 1 単位 を上限とする)	更新 2 単位 初回 3 単位 (3 回分で 7 単位を上限とする)
NCPR(新生児蘇生法)*	インストラクター 1 単位 (5 年で 1 単位 を上限とする)	A コース ：初回 2 単位 S コース ：更新 1 単位 (2 回分 3 単位を 上限とする)
JPS 専門医オンラインセミナー*	-	1 単位

その他領域専門医委員会が認定する講習会（1講演1時間程度） <ul style="list-style-type: none"> ・小児保健協会学術集会（全国、都道府県で年1回開催される）での講演 ・小児科医会学術集会（全国、都道府県で年1回開催される）での講演 ・小児科学会分科会（合計23）の年次集会での講演 ・地区委員会が地域性（都市圏でない遠隔地域）を考慮して開催の必要性を認め、小児科領域専門医委員会が承認した講習会での講演 ・地区委員会を通じて申請があり、承認した講習会での講演 	1単位
--	-----

*以外は、その都度単位認定の申請が必要です。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績 0~10単位／5年間（受講証等による証明）『第8号様式』
学術集会（地方会を含む）への参加も単位を付与します（5年間で総計6単位を上限）。参加証の原本を貼付して提出をお願いします。

AおよびCについては、学術業績を証明できる抄録、プログラム、活動実績を証明できる書類のコピーを添付し、Bについては参加証の原本を貼付して提出をお願いします。

A 学術業績

小児科学会学術集会、小児保健協会学術集会、小児科医会総会フォーラム、日本小児科学会地方会での筆頭演者	抄録を提出	1単位
" 第2筆頭発表者（貢献度の最も高い共同発表者）	抄録を提出	1単位
小児科学会学術集会、小児保健協会学術集会、小児科医会総会フォーラム、日本小児科学会地方会での司会・座長	抄録を提出	1単位
ピュアレビューを受けた内外論文（商業誌は除く）の筆頭著者	抄録を提出	2単位
" 共著者	抄録を提出	1単位

B 学術集会（地方会を含む）への参加（参加証による証明）

現行制度の基本学会への参加を実績として認める（ただし、5年間の総計6単位が上限）

全て1単位

日本小児科学会学術集会	1単位
日本小児科医会総会フォーラム	1単位
日本小児保健協会学術集会	1単位
Asian Society for Pediatric Research (ASPR)	1単位
日本小児科学会ブロック地方会	1単位
日本小児科学会地方会	1単位
日本小児科医会生涯研修セミナー	1単位
都道府県の小児科医会学術集会	1単位
都道府県の小児保健協会	1単位

日本保育園保健学会	1 単位
日本周産期・新生児医学会	1 単位
日本学校保健学会	1 単位
日本思春期学会	1 単位
「子どもの心」研修会	1 単位
小児保健セミナー	1 単位
上記以外の小児科学会分科会全国学術集会	1 単位

(小児科分科会のうち、サブスペシャルティの専門医をもつ領域については単位がダブルカウントにならないようサブスペシャルティ資格の所で調整予定：日本専門医機構)

C その他の活動 (学術業績・診療以外の活動実績)

小児科専門医試験問題作成、試験委員・監督症例要約の採点など専門医試験に関する業務	1 年度につき 1 単位を算定。委員としての委嘱状のコピーを提出すること。	1 単位 (5 年間で上限なし)
日本小児科学会雑誌、英文誌の査読	1 論文につき 1 単位を算定。和文誌も英文誌も「査読ありがとうございました」(論文受付番号付)のリターンメールを査読証明書として提出すること。	1 単位 (5 年間で上限なし)
地域・学校等で小児科関係の市民啓発目的の講演を行った場合	約 60 分で 1 単位を算定。講演会プログラム等コピーを提出すること。	1 単位 (5 年間で上限なし)
学校医・園医や、地域の保健活動の委員を 1 年以上務めた場合	2 単位を算定。委嘱状のコピーを提出すること。	2 単位 (5 年間で上限 2 単位)
地域における小児科関係の講演会等で座長、司会を行った場合	1 単位を算定。その証明に抄録、プログラムのコピーを提出すること。	1 単位 (5 年間で上限なし)
学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員	1 年度につき 2 単位を算定。委嘱状のコピーを提出すること。	2 単位 (5 年間で上限なし)

II. 新制度完全発足までの新基準に基づく専門医認定の手順 (移行措置)

最後の図を参照してください。

1) 2015 年度の学会専門医更新該当者

※小児科学会の基準で行います。機構認定専門医は取得できません。

2) 2016 年度の学会専門医更新該当者

※小児科学会の基準で行います。機構認定専門医は取得できません。

3) 2017 年度の学会更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・ 2017 年度が学会専門医更新年にあたる方は 2012 年度～16 年度の 5 年間のうち学会専門医更新に必要となる 3 年分（学会更新の 3/5）に準じる条件と、新更新基準として直近 2 年分（勤務実態表、②40 症例、③i~iv を合わせた単位を 20 単位）とを満たせば機構認定専門医の審査を受けることができます（下表参照）。
 - ・ 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が 2 単位以上含まれている必要があります。共通講習の必修 2 単位については施設単位で実施されている過去 5 年以内の講習で、出席証明ができれば算定可能です。
 - ・ 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。
- 4) 2018 年度の学会更新該当者が機構認定専門医を希望する場合
- ・ 2018 年度が学会専門医更新年にあたる方は 2013 年度～17 年度の 5 年間のうち学会専門医更新に必要となる 2 年分（学会更新の 2/5）に準じる条件と、新更新基準として直近 3 年分（勤務実態表、②60 症例、③i~iv を合わせた単位を 30 単位）とを満たせば機構認定専門医の審査を受けることができます（下表参照）。
 - ・ 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が 2 単位以上含まれている必要があります。共通講習の必修 2 単位については施設単位で実施されている過去 5 年以内の講習で、出席証明ができれば算定可能です。
 - ・ 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。

5) 2019 年度の学会更新該当者が機構認定専門医を希望する場合

- ・ 2019 年度が学会専門医更新年にあたる方は 2014 年度～18 年度の 5 年間のうち学会専門医更新に必要となる 1 年分（学会更新 1/5）に準じる条件と、新更新基準として直近 4 年分（勤務実態表、②80 症例、③i~iv を合わせた単位を 40 単位）とを満たせば機構認定専門医の審査を受けることができます（下表参照）。
- ・ 講習単位のなかには専門医共通講習の中の必修項目が 3 単位含まれている必要があります。共通講習の必修 3 単位については施設単位で実施されている過去 5 年以内の講習で、出席証明ができれば算定可能です。
- ・ 機構認定専門医の認定後は 5 年ごとの更新となります。

III 新制度完全発足までの機構認定専門医の手順（移行措置）

（2015 年度～初めて学会認定専門医になる方）

- ・ 2015 度～2019 年度の間に専門研修を修了する方々は学会専門医認定を受けることになります。その方々は 5 年後に機構認定専門医更新の対象となります。

（2021 年度以降は、当面新旧専門医が一部混在することになります。この間の学会専門医と機構認定専門医は同等の資格として扱われますが、国民の理解を得ることを重視する立場から、機構認定専門医としての更新が求められます。）

- ・ 以後、学会専門医試験不合格者は従来の方法で学会専門医*をめざします。機構認定専門医を取得するためには学会専門医*に一旦合格するか、新プログラムでの専攻医を経る必要があります。

*学会専門医合格基準は領域で定めます。

IV 地域医療確保への配慮について

地域医療確保への観点から、地域で活躍している現場の医療に過剰な負担のないように本補足説明に沿った柔軟な「専門医の更新」を行います。

新制度完全発足までの新基準に基づく専門医認定の手順（移行措置）

- ・認定期限によって申請される年度が基準となります。
- ・機構認定専門医の認定後は5年ごとの更新となります。

機構認定専門医 の新更新基準		完全移行後 (2020年以降) 取得単位	暫定期間に機構認定専門医を目指す場合に必要となる 更新基準（必要取得単位）				
			2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
i	診療実績の証明	100症例（10単位）	該当せず	該当せず	40症例 (4単位)	60症例 (6単位)	80症例 (8単位)
ii	専門医共通講習	3～10単位	該当せず	該当せず	2～4	3～6	3～8
	【うち必修講習】	【3単位以上】			【2以上】	【2以上】	【3以上】
iii	小児科領域講習	20単位以上	該当せず	該当せず	6～	10～	14～
iv	学術業績・診療以外 の活動実績	0～10単位	該当せず	該当せず	0～6	0～8	0～10
i～iv の合計		50単位	該当せず	該当せず	20単位	30単位	40単位
日本小児科学会専門医基準の更新単位			5年分	5年分	3/5 (60単位以上)	2/5 (40単位以上)	1/5 (20単位以上)
機構認定専門医の取得			×	×	○	○	○

例) 診療実績の証明では必要取得単位が審査時期によって変わります。

2017年は4単位（40症例）、2018年は6単位（60症例）、2019年は8単位（80症例）

別添資料 1

I 留学、出産、育児、病気療養、介護、管理職等の理由で期間内に専門医の更新ができない場合

I -1 休止申請書（専門医資格が喪失します）

認定期間に専門医更新が困難と予想される場合には、理由書を添えて事前に休止申請書を提出し、領域専門医委員会および専門医機構の専門医認定・更新部門委員会（以下、委員会）の審査を受けることができます。その理由に正当性が承認された場合に限り、専門医の休止が認められます。

休止は10月1日を開始日とし、初回の申請で最長2年まで休止が認められます。途中月単位での切り上げは認められません。原則3年目からは1年ごとに休止延長願を理由書と共に提出し、上記委員会の承認を得ることが必要です。休止期間中の専門医資格はありません。休止期間中の診療実績や講習会の受講は更新の単位として認められません。専門医休止期間の終了あるいは中止にあたっては上記委員会に休止後活動再開届を提出し、承認のうえ専門医としての活動を再開してください。再開後は専門医の資格が復活します。休止した期間を除く前後の合計5年以内に50単位を取得した場合、次回の専門医更新資格を得ることができます。

I -2 更新猶予申請書（猶予専門医となり専門医資格は喪失しません）

やむをえない事情で更新基準を満たすことができない場合、更新猶予申請を行うことができます。途中月単位での切り上げは認められません。

猶予期間は更新期限を過ぎた最初の10月1日を開始日とし、原則1年、事情によっては1年ごとの更新猶予の延長も可能です。認定期間に、理由書を添えて事前に更新猶予申請書を提出し、領域専門医委員会で審査の後、専門医機構によって承認された場合に限り、更新猶予が認められます。猶予期間中は「猶予専門医」となりますが、あくまで小児科学会の概念で、専門医機構の認定するものではありません。更新猶予の終了・中止（提出後に取り消す場合）にあたっては上記委員会に更新猶予後活動再開届を提出し、承認のうえ専門医としての活動を再開してください。猶予期間中に取得した単位も更新の単位として認められます。更新基準の単位が取得できれば専門医資格を回復し、次回の更新の対象になります。更新猶予は、本来の更新期限の前に申請し、例えば1年の更新猶予が承認された場合、猶予期間中も専門医資格が維持できます。この場合、通常5年のところを6年で更新できることになります。その後は5年ごとの更新となります。

II 専門医資格を喪失した場合（失効後の復活について）

上記委員会において理由書を審査のうえ、正当な理由があると認められた場合に限り、失効後1年未満であれば、更新基準をみたすことにより専門医資格を復活することができます。失効後復活までの期間は専門医ではありません。失効後1年以上を経過している場合は、上記委員会において専門医資格喪失の理由書を審査のうえ、正当な理由があると認められた場合に限り、5年後に専門機関認定専門医更新の対象となります。その間、単位の取得はできますが、専門医ではありません。

専門医の休止、更新の猶予、資格喪失後の復活の概要

- 専門医休止：休止申請書を提出し、領域専門医委員会および専門医機構の審査・承認を受けてください。休止期間中は専門医資格がありません。休止期間に上限はありませんが、原則3年目からは1年ごとに専門医の休止延長願いを理由書と共に提出し、上記委員会の承認を得ることが必要です。
- 更新の猶予：理由書を添えて認定期限までに申請してください。領域専門医委員会、専門医機構によって審査・承認された場合に更新が猶予されます。猶予期間中は「猶予専門医」となります。猶予期間は原則1年ですが、事情によって1年ごとの延長も可能です。更新猶予延長願を理由書と共に提出し、上記委員会の承認を得ることが必要です。
- 失効後の復活：理由書を提出し、領域専門医委員会、専門医機構の審査・承認を受けてください。正当な理由があると認められた場合、失効後1年未満であれば、更新基準を満たすことにより専門医資格を復活することができます。失効後1年以上経過している場合は、5年後に機構認定専門医の更新対象となります。その間、更新単位の取得は可能ですが、専門医資格はありません。

別添資料2

全ての診療領域においては経験の豊富なベテラン医師がその経験を後進の指導に有効に活用できるよう配慮する必要があるため、連続する5回目以降の専門医の更新を以下の手続きで実施することができます。

更新基準①勤務実態（自己申告）と②診療実績（可能な範囲のもので可）を提出したうえで更新単位の5年分として③のii)、iii)、iv) で合計40単位満たすこと。i) の診療実績としての単位の取得は免除することができます。そのほかの更新に關わる諸手続きは通常の専門医更新手続きに従ってください。

ご自身の認定期間を確認してください。受付日を基準に考えます。受付は年に1度になります。4.6.8の方は半年繰り下げ申請をしてください。

10の方は、新制度へ完全移行となり機関から認定書が発行され、更新後は、2025年9月30日の認定期限に修正となります。

認定期間は、○○年10月1日～9月30日に統一されます。

専門医	認定期間（始まり）～認定期間（終わり）	次回の更新	旧制度での認定期間の最後の1年（5年目）が始まる時期	審査受付時期予定	告示	小児科学会基準 更新単位 100単位 うち基本 50単位	新機構基準 更新単位 50単位 (必須)
1	2010年10月1日～2015年9月30日	2020	2014年10月1日	2015年3月	2015年1月済	○	×
2	2011年4月1日～2016年3月31日	2021	2015年4月1日	2015年9月	2015年7月済	○	×
3	2011年10月1日～2016年9月30日	2021	2015年10月1日	2016年3月	2016年1月済	○	×
4	2012年4月1日～2017年3月31日	2022	2016年4月1日	2017年3月	2016年7月済	- (調整 遅らす)	- (調整 遅らす)
5	2012年10月1日～2017年9月30日	2022	2016年10月1日	2017年3月	2017年1月済	3/5	2/5
6	2013年4月1日～2018年3月31日		2017年4月1日	2018年3月		- (調整 遅らす)	- (調整 遅らす)
7	2013年10月1日～2018年9月30日		-	2018年3月	2018年1月	2/5	3/5
8	2014年4月1日～2019年3月31日		-	2019年3月		- (調整 遅らす)	- (調整 遅らす)
9	2014年10月1日～2019年9月30日		-	2019年3月	2019年1月	1/5	4/5
10	2015年4月1日～2020年3月31日		-	2020年3月		×	○
11	2015年10月1日～2020年9月30日		完全移行	2020年3月	2020年1月	×	○

4.6.8.10の方は、半年分は学会の認定証を出す。

4の方からスタートとなるが、認定期間を調整するため4と5の審査を2017年3月から開始する。

※- (調整) の認定期間の方たちには、申請受付を半年待ってもらう。

新 専門医の方々へ

第8回（2014年）専門医試験合格者（認定期限：2014年10月1日～2019年9月30日）・・・新機構基準で9に準じる

第9回（2015年）専門医試験以降の合格者 ・・・新機構基準11に準じる